

会 議 録

◇事務局

ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第4期第3回豊島区子どもの権利委員会
事務局(担当課)		子ども家庭部子ども若者課
開催日時		令和6年8月9日(金) 午前10時00分～12時00分
開催場所		区役所本庁舎9階 第1委員会室
議 題		1. 開会 2. 議事 (1) 現行計画における子どもの権利保障に関する施策の検証について (2) 新たな計画の施策体系案について 3. 閉会
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 2人
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	森田 明美、内田 塔子、高田 慶子、佐藤 妙子、比金 敏彦、八尋 崇、飯塚 昇、北條 直子、大伍 将史
	関係理事者	子ども家庭部長、児童相談所長、子ども若者課長、子育て支援課長、児童相談課長、子ども家庭支援センター長、保育課長、庶務課長、指導課長、放課後対策課長、教育センター所長
	事務局	子ども若者課長、子ども若者課
提出された 資料等		資料1 子どもの権利保障に関する施策の調査 資料2 「豊島区子ども・若者総合計画(令和7年～11年度)」の施策体系案について

審 議 経 過

【開 会】

【協議事項】

会長 それでは、議事の（１）現行計画における子どもの権利保障に関する施策の検証について、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局 【資料１ 説明】

会長 この件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。
子どもの権利の普及啓発・情報発信についていかがでしょうか。

委員 子ども施策の評価をしていくときに、子ども達にどれだけ広報周知、情報提供をしているのかとか、そしてその結果どのような変化があったかというところを、これだけ丁寧に子ども達に聴き取りをして、ここまで文章化した行政評価というのはとても素晴らしくなかなかここまでできないと思います。

私は前期も参加していますが、かなり議論をして大転換をしました。数値目標があったりと、既存の行政評価であったところが、必ずしも定量的なエビデンスがあるわけではないけれども、子どもあるいはその利用者の意見を聞いたり、その内容も踏まえてどうだったかを書き込んでくれています。これが子どもの権利の視点に基づく子ども政策の今後の評価検証の目指す方向性だと改めて思いました。

これは単年度評価ではあるものの、可能であれば、前年度にどのような課題が挙がり、今年度はそれを踏まえてどのようなことをやった、ただしこういう課題が残ったので今後どうする、といった前年度からの連続性を意識してもよいのではないかと思います。

委員 （１）の②学習支援 この事業目標は、大人に子どもの権利を学ぶ機会を提供するということかと思うのですが、大人に学ぶ機会を提供したとして、理解度が上がったかどうかを研修だけでなく、簡単なロールプレイングのようなテストを導入してみてはどうかと思いました。研修とは、一方的に教えても何が大事なのかという点でメリハリがつかない部分があるので、やはりテストが必要になることがあります。テストというと点取り争いのようなことになる懸念もありますが、条例の文言を暗記できているかどうかを問うのではなく、「子どもがこういうふうに困っています。どのような支援が考えられるでしょうか」といった実践的な内容のテストを行って、その点数で大人の身についているか評価し、見える化をしても良いかと思います。

委員 民生委員で子どもの権利について学習会を開いています。その時に今のお話のように、どのくらい学習会の内容が身についているかという話になります。子どもがこういうふうに困っている場合、あなたはどのようなアドバイスをするのかとか、どういうふうに解決できるかと問われると、本当に子どものことを考えてやっているのか、あるいは建前でやっているのかが個々

の答えからすごくよくわかります。というのも、民生委員は高齢者が多いものですから子どもの権利といわれても、初めて知ったという人も多いです。ですから、大人への啓発活動の中では実際の場面にあったときの解決方法を考えていく形の学習をやっていくと駄目だなと本当に思いますので、とても大事な視点だなと思いました。

委員

ここに集まっている委員の皆さんは基本的には子どもの権利について熟知した方、識者の方であり、それぞれの立場からの価値観があり、恐らくこれが標準なのだろうと思うのですが、区民の方々を見ると、なかなかまだそこまで浸透していないかもしれない状況の中でアプローチをするということになります。皆さんのようにそれぞれの組織の中で知識を高めるといのはもちろん大事です。そうでない立場の方たちとか、いろいろな環境の方たち、あるいは子どもにしてもなかなかこのアンケートに参加できないようなお子さんやご家庭もありますから、取り残さないということでアプローチをしていく方法を踏まえてしていかないと、やっぱりどうしても取り残しが出てしまいます。もちろん高度な内容をこの委員会でお話するのはもちろん一番大事なことだと思いますが、もっと広くいろんな方に知っていただくのも大事だと思います。

今、お子さんたちにきちんと教育をしていけば、その子たちが大きくなって親になり、あるいは社会の一員になったときに、学んでいるので他者に伝えられると思いますが、今のお父さんお母さん、おじいちゃんおばあちゃんにとっては初めて聞いたことであるとなると、啓発をして学習をしてもらうところから始めて今後どうしましょうとなります。時間がかかるとは思いますが、ただ地道にいろいろな意味で普及をしていくべきかとも思いました。

委員

先日7月に社会を明るくする運動でお楽しみ会をやりました。これは主に子どもたちを呼んでお祭り形式でやるのですが、そのとき、子どもたちに意見を聞く機会を全く作っていなかったのです。お祭りのときに何がやりたかったか、やってみてどうだったかという感想でもいいと思いますが、企画者も去年やったことと同じでいいやみたいにな年々と続いているので、子どもの感想や意見を全く入れないでやっていたのだなと、とても反省しました。ですから、そういうところから「やっぱり子どもに意見を聞くのは大事だよ」ということを広めることから始めていけば、一般参加のお母さんとかお父さんとかあるいはおじいちゃんおばあちゃんも、こういう場面で子どもが意見を言ってもいい、それを反映させてもいいんだなって気づくと思うので、これは社会を明るくする運動だけでなく、地区、町会といった子ども祭りをやっているいろいろなところで子どもの意見を聞くことを取り入れていかないと、大人だけの会議ではやっているけど実践が全然伴わないって言われても仕方がないと思いました

会長

具体的には学習機会の確保とか学習支援というのは、この委員会のメンバーの方たちが専門とする活動であり、浸透度が高い事業だろうと思うのです。それを前提に、もう少し市民活動レベルのところにもっていったときに、具体的にはこの委員会がやるのか、あるいはこの委員会とどこかが連携してやっていくのか。そういう面でももう少し議論してみないといけないかなと思います。町会への若者たちの参加が少ないというのは、どこの自治体でも大きな課題ですし、何か事が起きたときにその地域がどうなるのかということについて、ある意味本気で各地域は考えていくと思います。そのときに例えば学校あるいは公的な機関と、そこに暮らしている人たちとの関係性をどういうふうにしていったらいいのかということは何のすごく大きな課題で、この問題も実はこの学習機会の確保ということにも絡んでくることだと思います。

この学習機会の確保とか、学習支援がものすごく形骸化しているのではないかと心配してい

ます。まず、箇所数がものすごく少ないですよ。質を担保するために箇所数が少ないのかということ。例えば保育園での権利学習を2ヶ所とか3ヶ所でやっていくとしたら、豊島区内には何か所あるのでしょうか、子どもたちには何年たったら届くんだろうって思いました。そういう意味で言うと、質をどうするのかということとは別の問題だと思うのですが、形骸化しているのではないかと、この数値から感じました。

例えば保護者会を使って、権利学習の映像などを使いながら、保護者と一緒に子どもたちと、例えば一緒に子育てをするということの面白さみたいなことをみんなで考えてみるとか。何かそういうようなことがあったら、これが10倍とかにずっと増えていくと思います。

おそらく学校も同じような状況だろうと思いますが、この意見表明参加っていうところと連動させながら、こういった学習の機会を増やしていくことはできないかなと思うのですが、このあたりについていかがですか。

委員

子どもの権利の概念を今いろいろな視点で考えていましたが、子どもの権利について学習しますよって子どもたちに言えば、おそらくそういう授業はできるでしょう。ただ、これを教員の視点で考えると、子どもの権利っていつもやっていることだよって話になります。例えば授業でも、今は「さあ教科書の何ページを開いてこれをやります」といった昔みたいな授業はやっていません。子どもたちに「今日こういうのを学習するけどどういう目標にする？」って聞いて、いろいろ意見を集めて、授業を組み立てていくのが今の授業スタイルです。やっぱり子どもの意見を吸い取りながらやっていかなきゃいけないのは日常業務です。そういうところで教職員に関しては、権利というのは言葉として存在しており、こうだよって話は簡単に通ります。では、子どもにどうやっていくかは、この資料に書いてあるように、モデル校がやっているみたいですが、そういうやり方もあるだろうし、もう区で統一して指導案を作って、こういうところを子どもたちに教えていきますよっていうルールを引いて、よーいドンでやっていく。私が区にいたら、そうすると思います。

ただ、中身の概念はまた別の話で、やっぱり人権教育だったりとか道徳だったりとか、いろいろな人の尊厳だったりをしっかりとやっていかないと入っていくようなものじゃないので言葉だけで覚えたって何の意味もありません。だからその根本的なところを子どもにはどうしていくのか。教育者として、どう子どもに伝えていくのか。一番の課題はやっぱり保護者や地域にどうやっていくのか。これは結構難しいところだと思います。

でも学校って指導をするところで、要は規則があってそれを守らせるということでしょう。ですから、世の中には「子どもたちに権利があるってどうなの」って考えている人がいるはずで、その人たちに「そういう意味ではなくて…」というところまで教えてあげられるかということが非常に大事だと思います。

委員

小学校では、リーフレットはただ配るのではなく内容に触れて話をしながら子どもたちに配るように教員に伝えていきます。しかし、子どもたちはその場では話を聞いて中身を理解し、何か思うこともあるだろうけれど、それを家庭に持ち帰って親に見せたりしたら、見返すことはないのだろうなと思います。

リーフレットやカードは無くしたりしてしまうこともあるから、クリアファイルに印刷して配るという例を聞き、良いと思いました。

また、本校の5年生が昨年の子ども会議に参加して、子どもの権利をテーマに取り上げたグループにいたのですが、自分たちが勉強したことを大人にも伝えたいと言いました。ですので、

次年度にそれをやろうということで、本年度の9月から取組む予定です。これを来年も再来年も続けて、本校の特色となればいいなと思っています。

委員

先日、保育園のほうで、これから薄着になることについて、歩いて連れてくるときに、ある程度保育園の側からは、ハーフパンツや半袖、T シャツでといった保育をしやすい服装で来てくださいと提案をしています。ある女の子が上半身がほぼ素肌で、足の露出が大きい水着のような格好で来た時に、安全に動けるような服装でと注意をしたところ、その保護者は服装は自由に選べる権利であると強く主張しました。転んだ時に痛いところが増えるよね、とがったものが当たったら痛いよね、と話しましたが、それでも最後まで理解は得られませんでした。権利とは、ある人にとってはうまく使える言葉、これを言えば誰も何も言わない、都合のいい言葉なのだと思いました。私たちはどこで権利という言葉を変え間違えてしまったのだろうかと思いました。子どもの言い分を聞くことは大事だけど、その言い分が子ども自身への危害となったり、他者から「違うよ」と言われた時に心に傷をつけることもあるのではないかなと考えたときに、私たち大人はどうやって伝えていったらよいのかと思いました。

全国の保育園長の協議会のアンケートにも、例えば給食をどうしても食べたくないと言っているような具体的な場面に対してどう声をかけるかという項目が入っていました。堅い言葉ということは大事で、行政が言葉をかみ砕いて「行政としてはこのように考えています」ということを短い時間でもいいから伝え続けていくことをしてほしいと思います。保護者会でも、そういうことを先生から伝えて欲しいと思います。

会長

皆さんの立場からの権利学習の多様な形をお話いただきました。年齢、立場によって権利というものどどのような形と出会っているのか、権利そのものの理解も当然それぞれ違うわけなので、これから大事にしなくてはいけないことは、もっと話し合っていこうということだと思います。権利を、きちんと実体化していくことが大事です。

この子どもの権利委員会で私たちが専門家としてやらなくてはいけないことは「こういうところでもっと学習の機会を確保して欲しい」「子ども達自身の気持ちを反映する方法を考えて欲しい」ということを言い続けていくこと、それを子どもたちと作り上げていくことなんだろうと思います。いろいろなやり方があってよいし、失敗があったっていいと思います。例えば、これまで全く子ども参加を考えたこともなかった町会のお祭りで、子どもたちと一緒にやってみたらこんなに面白かったからもっとやってみようよっていう話になったらそれでいいし、いや誰も来てくれなかったし面白くなかったとか言われてしまったならそれはそれで、その先どうやったらいいんだろうって話になるんでしょうし。

今は大人の手がありすぎるくらいですから、お祭りや地域の活動、学校の活動でも声をあげて大人の協力を仰げば、いくらでも助けを求められる時代です。でも、そこの話し合い、あるいはそこから先の話し合いという段階になるとちょっと弱いので、そこをみんなで考えていくといったことをすると、もう一段階違うステージに上がれると思います。

幼児期からなやミミを知っている豊島区の子どもは、困ったときはなやミミに相談するというふうになればいいですね。

委員

皆様の話を伺ってイメージがいろいろと浮かびました。まず、評価はわかりやすく書いてあるのですが、これだけの事業があると多くて読み切れないうえ、自分の生活のどこにどの事業が関わっているのかいうところまで読んでいく時間が足りないのではないかと思います。今

はもう評価の段階になってしまっていますが、できればその前段階で、区民の方と権利委員会とでフラットで簡単な話し合いの形で1回評価をする場があれば、この評価が区民の方にとっても身近なものになるのではないのでしょうか。

今日、委員の方々にそれぞれのバックグラウンドでの活動や、こういう課題がある等のお話を伺ったことで、どういう方向を目指して評価をしていけばいいのかいろいろ見えてきたと感じました。そういったことをもっと区民の方からもお話を伺えたら、豊島区がどこを目指すかというところが明確になったり、あるいは授業でフォローができてない問題があったりかが見えてくるのかなと思いました。

庶務課長 保護者への子どもの権利保障の普及啓発につきましては、各PTAで保護者が実施する子育て講座、親子ワークショップに補助金の支援をおこなっております。これまでは子どもの権利に関する内容のものが少なかったのですが、ご紹介いただければ子どもの権利に関する講座の開催や講演会の開催も教育委員会として後押しすることができますので、方法の一つとしてご認識いただければと思います。

委員 小学校のPTAでは、任意ではありますが、家庭教育講座といって親子で参加できる講座を行っている学校があります。企画の段階から話を聞いていると、正直なところ、堅い内容だと保護者の集まりが少ないという実態があるので、保護者にも興味を持ってもらえて子どもと一緒に楽しめる企画になりがちです。子どもの権利にリンクさせた講座を実施することは発想として挙がりにくいですが、やはり教育委員会との連携でそういった方向にもっていきける可能性はあるかなと思っています。

事務局 子ども若者課でも、子どもの権利に関する出前講座という形では、ご要望があればお伺いしております。ロールプレイングのようなものまで対応できるかはこれから考えて対応していきたいと思いますが、ぜひご利用いただければと考えております。

会長 学習のモデルを作ろうという話でのごとく、完成されたものを提供するのではなく一緒に作っていく、作り替えていく、協力してやっていく、というものがよいと思います。そうすると中学校と保育園といった珍しい組み合わせができたり、そこに大学生が入ったりと、おもしろい関係ができます。子どもや若者が交流しながら、権利をお互いに大事にし合っていく実践の場になればすごく変わっていくかなと思います。

委員 これからの時期の運動会など、子どもたちに考えてもらっています。これまでは学年別の競技でしたが、他の学年と一緒に走りたいという意見が出て実際にやりました。そうしたら、保護者からは、学年別でやらないとひとりひとりの出番が減ってしまう等のご意見がありました。でも、これは子どもたち自身が、出番が減ることよりもみんなでやることを選んだためであることを説明しても、なかなか納得してもらえません。修学旅行も行き先は子どもに決めてもらいましたが、やはり保護者からは他の意見や反対意見が来ます。ですので、これからやらなければならないことは、保護者会とか説明会でこういうことを話すことだと思いました。

委員 移動教室の場所は区で決められているので、内容のほうを子どもに考え作り上げてもらいます。例えば、これまでは一斉に同じところを見学していたのをグループごとに行動するような

内容に変えてみる。そうすると、必ず保護者から今までの移動教室と違うではないかというご意見が来ます。子どもたちにわがままを許していいのかという意見まであります。保護者には根気よく、子どもたちの考えを大事にすることとともに、やって良かったという感想を持ってくれる子がいること、自分たちで作上げた結果、こんなにいいことがあったんだという経験をして子どもが育ってきたのだということを見せたり、知らせたりしていかないといけないと思います。

いま民生委員が実践していることは、市販されている子どもの権利かるたを使って、子ども用のサロンで遊びます。この方法だと、おじいちゃんおばあちゃんにも理解が進み、いわゆる堅い講演会よりも言葉が浸透するのです。それを年に1～2回、保育園に行き交流するので、そのような場でもできたらと思います。

委員 イベントなどについての不満に関わる意見はどうしても出てきてしまいます。私はそういう時には、いいところに気が付きましたねと言うようにしています。これから話し合っていくましようよと。こちらが保護者のクレームにどう対応していくかと考えていくかが、いつかは権利を考えることに繋がると思っているからです。先生も、保護者も、私たちも忙しいですが、今までと違ったところが見えたなら取り上げて話し合おうという姿勢が双方で大事です。

委員 PTAの家庭教育講座や子ども若者課の出前講座で子どもの権利を学びますとなると、実際の保護者の現場の感覚として、けっこう堅いテーマだと思うので、興味を持たないとかの反応もあると思います。講座のタイトルの付け方や実際の中身の作り方で、子どもが悩みを持っているとか、こういう場合にはどう手を差し伸べればよいかなどをタイトルに入れたりして、無意識的に学べるようになっていくのが先程の子どもの権利かるたという形になるのかもしれないと思います。

会長 一見して、子どもが自分を言っているようでも、ふだん耳にしている親の意見であることが多々あります。これも大事なことでありますが、そこにはもっとコミュニケーションがなければ、先ほどの運動会のお話のように、子どもがせっかくそれがいいと思って提案をして自分たちで達成感があったのに、親の評価は違うんだなみたいな感じになってしまうと子どもがやっぱり寂しいと思います。なかなか親に伝わらないところはどうしたらもっと伝わるだろうかを考えつつ、いろんな形の情報発信をしていっていただきたいです。

委員 実は今度、夜に花火大会をやります。うちのPTAと、4つの小学校のPTAが主催します。2,000人くらい来ると思います。この当日の運営を生徒主導でやらせようと思って、中学生のボランティアを募っています。スタッフとして、交通整理もやらせよう。大人は、後ろから見守ります。これは子どもたちからの意見で、次年度に繋げていこうということで今回第1回目としてやります。こういったことは区の施策に反映できないでしょうか。みんなやる気満々で、いまポスターを作ったりしています。自治会長とかもバックアップしてくれて、こういうところこそ社会参画だと思います。

会長 花火は、なかなか地域ではできませんから、学校でやるとなるとみんな集まりますよね。子どもたちの成功体験ということでも、地域の方々と一緒にやるということでもとても素晴らしいことだと思います。

委員 施策に位置づけることはむしろできると思うのです。No.9 の子ども地域活動支援事業がこれにあたるのではないかと思います。おそらく今は子ども若者課が直接関わっていないかと思いますが、学校と、教育委員会ではない部署である子ども若者課が連携することで施策に位置づいていくことがとても貴重だと思いました。この花火大会は、やる内容としては学校の範疇を超えていて、先生方、自治会が協力して子どもが主体でやるのですよね。お互いにフォローし合っって評価をしていく、やっていることをどんどん具体的に評価として挙げていくことによって、そういうことが評価されるのか、それは子どもの権利の視点でやっている事業と呼ぶことができるのだなと行政内部にも周知が広がっていくと思うので、子ども地域活動支援事業として位置づけられると思いましたが、いかがでしょうか。

事務局 現状では、中高生センタージャンプで行われている事業になりますが、今後の新たな計画のところでは、今のご意見も反映できるようなものを組み立てていければと思いました。

会長 豊島区の中で子どもの権利を普及啓発していくこの委員会として大事にしたいことは、やはり教育委員会との連携、学校との連携です。そして先ほどの中学校での花火大会のように、ある所で行われることを、どういうふうに地域と連携する形にもっていくか。中学校でやることは、小学校の子ども達も関わりたいと思う、それが一つのモデルになって参加意見表明に繋がります。さらに、たとえば、こういう機会のメイキング映像があれば、子どもの権利のアピールとしてもすごく良いものになりますね。負担のない保護者の参加として、こういうことが得意なお父さんお母さんが自分の子どもたちに参加している姿を見せる、保護者自身も楽しむ、それが PTA の次の新しい形にもなっていくかと感じました。

会長 それでは、議事の（２）新たな計画の施策体系案について、事務局よりご説明願います。

事務局 **【資料２ 説明】**

会長 この件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。指標がこれでよいのか等、ご意見をいただきたいと思います。

委員 人の割合、子どもの割合、区民の割合、質問の対象者が明確な者とそうでないものがあるので、統一したほうがよいと思います。それに関連して、（２）④は年齢的にどのような定義づけでしょうか？

事務局 若者の年齢としては、調査のほうでは 18 歳から 29 歳を対象としています。

会長 この調査でわかることは、区全体の調査とか、他部署がやっている調査とか、教育委員会がやっている調査とか、様々なものが多分この指標の中に入ってきているということですね。各調査の中で定義が違う場合は注意書きが必要ですね。若者ならば、18 歳までを指しているところと、年齢を規定していないところ、あるいは 20 歳までを指していたりする場合があるのかもしれないので。

事務局 主に小学生、中高生を想定していましたが、子ども基本法の中でも若者に中高生も含まれ

るということもあり混在がありました。

委員 (4) ①、児童虐待防止対策のところですが、これは指標が、防止ではなく、起きてしまった後の事なのかと思いますが。この指標で大丈夫なのかなと感じたのと、ヤングケアラーについては、多少ぼかしているということでしょうか。

事務局 はい。ヤングケアラーについて具体的なその指標等、それ以外のものも含めて出ていないのではないかというご意見かと思えます。この辺りはご意見を参考にもう一度検討いたします。

委員 学校がその地域と連携して子どもの参加を実施していることは指標として位置づくの良いのではないかと思いました。この(2)④において、いわゆるボランティアに参加する場合と、何か地域活動やイベントに参加する場合の参加は、ただ何かお祭りに行ってきましたとか、要するにそのイベントを運営するところではなくて、お客さんとして参加するっていう参加も含まれていて、少し参加の程度が割と幅が広いなと思いました。

やっぱりここで子どもの権利の視点で取るべきは子どもの主体的な参加、子どもがいかに関わり活動に意見を反映して、それを実施していくかっていうところが問われる必要はあると思ったので、お祭りに行っただけの回答も含まれると、何か少し参加の程度が割と幅広い割合が出てきてしまうのかな、もう少しそこは整理していいんじゃないかなと思いました。

会長 そうするとですね、この委員会がどこまで子ども若者の充実した学びや体験を後押しするというこのところに、具体的には例えば今回みたいな地域との連携なのか、あるいは他機関や地域が連携して子どもたちを支えたり、逆に子どもたちが地域に出ていくような感覚で地域との繋がりっていうことを意識した子どもの参加なのか。そんなことがここに書き込めると、豊島区の子どもの権利条例がもっと促進されていくかなという気がするのですが、ここを見ると、環境と人への支援と充実なのでちょっとなかなか難しいかなと思えますが、どうでしょうか、

事務局 どちらかというメインが学校と地域との繋がりなのかなと感じるところがありますので、その点について、いただいたご意見として青少年問題協議会の専門委員会の方にも上げさせていただき、また検討の方を深めていきたいというふうに思います。

【閉会】

会長 以上をもちまして、第4期第3回豊島区子どもの権利委員会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

以上